

《五條市で定める「広告物等の表示の方法に関する事項」》

種類	上乘基準概要	広告物等の表示の方法に関する事項	許可基準（参考）
全広告物	・可変表示式広告の禁止 ・点滅照明等の規制 ・地色の規制	・可変表示式広告物（電光ニュース版、電光広告板その他の常時表示の内容を変えることができるもの）は不可 【照明】 ・点滅不可 ・回転燈不可（車両出庫の警告用除く） 【色彩】 ・地色に彩度の高い色は不可（概ね彩度 6 以下）	・ネオンサイン等は点滅を緩やかに ・赤、緑、紫の原色使用は最小限度
屋上広告物	・自家用に限定 ・建物上端からの突出制限	・自家用に限定 ・建物上端部からの高さは 2 m以下（PH除く） ・縦長のものは不可とし、できる限り建物との一体感をだすこと	・建物高さの1/2以下 ・用途地域、建物高さによる最高高さ制限
軒下広告物	・自家用に限定 ・表示面積制限	・自家用に限定 ・表示面積30㎡以下（1面10㎡以下）	・表示面積60㎡以下 ・1面20㎡以下 ・壁面の1/3以下 ・同一壁面に3個以下
広告塔	・自家用に限定 ・表示面積制限 ・高さ制限	・自家用に限定 ・総表示面積30㎡以下（1面10㎡以下） ・高さ 8 m以下	・総表示面積60㎡以下 ・1面20㎡以下 ・高さ15m以下
建植広告物	・表示面積制限 ・高さ制限 ・自家用又は案内目的に限定	・表示面積 5 ㎡以下 ・高さ 3 m以下 ・自家用又は案内を目的したものに限定 （案内を目的としたものは、表示面の1/2以上に施設等の名称、方向、距離を表示） ・表示面は横長とする（縦横比概ね 1：1.6） ・できる限り集合化しデザイン化を図ること	・表示面積30㎡以下 ・高さ 5 m以下
電柱広告物	可		
簡易広告物	不可		